

変更点盛りだくさん。今年の確定申告は要注意！！

コロナ禍での、今年の確定申告は複雑怪奇。税制改悪で複雑になるばかりです。昨年同様、新型インフルエンザ等特措法に基づき申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付期限は延長されました。以下、改正点などをピックアップしてきます。

○ 申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○ 振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

※延納の取り扱いについては、さらに注意が必要です。

<改正点>

1、基礎控除額の引き上げ

昨年までは基礎控除一律 38 万円でしたが、令和 2 年分からは一律 48 万円となりました。

2、給与所得控除の見直し

基礎控除額の引き上げに対応する形で、給与所得控除額は一律 10 万円引き下げに。

(旧) 65 万円から 220 万円 (年収 1 千万円上限)。

→ (新) 55 万円から 195 万円 (年収 850 万円上限)。

*基礎控除額が引き上げになるため、給与所得者の人で、年収が 850 万円以下の人は増税にも減税にもなりません。

3、扶養親族の判定の見直し

1、2 の変更があったため、各種扶養親族の所得条件が変更となります。変更は図 1 の通りになります。

4、ひとり親控除の新設

近年「未婚のひとり親」が増加していることから、寡婦(寡夫)控除について見直しが行われました。変更後の要件・控除額は図 2 のようになります。

図1) 各種扶養控除の改正内容

記載区分等	改正内容(対象者の合計所得金額の変更)	図2) 寡婦控除等の取り扱い	
ア 源泉控除対象配偶者	85万円以下⇒95万円以下 (*給与所得のみの場合、年収201.6万円以下。)	ひとり親控除(母親父親問わず)	寡婦控除(寡夫控除は廃止)
イ 控除対象扶養親族	38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。)	生計を一にする子を有する	扶養親族(父母など親族)を有する *夫と死別した場合は扶養要件なし
ロ 障害者、寡婦、または勤労学生	障害者、寡婦(寡夫)…38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。) 勤労学生…65万円以下⇒75万円以下 (*給与所得のみの場合、年収130万円以下。)	合計所得金額が500万円以下	合計所得金額が500万円以下
16歳未満の扶養親族(住民税)	38万円以下⇒48万円以下 (*給与所得のみの場合、年収103万円以下。)	事実婚のパートナーがいない	事実婚のパートナーがいない
		控除額=35万円	控除額=27万円

5、青色申告特別控除 令和 2 年分の確定申告から 65 万円要件が変更

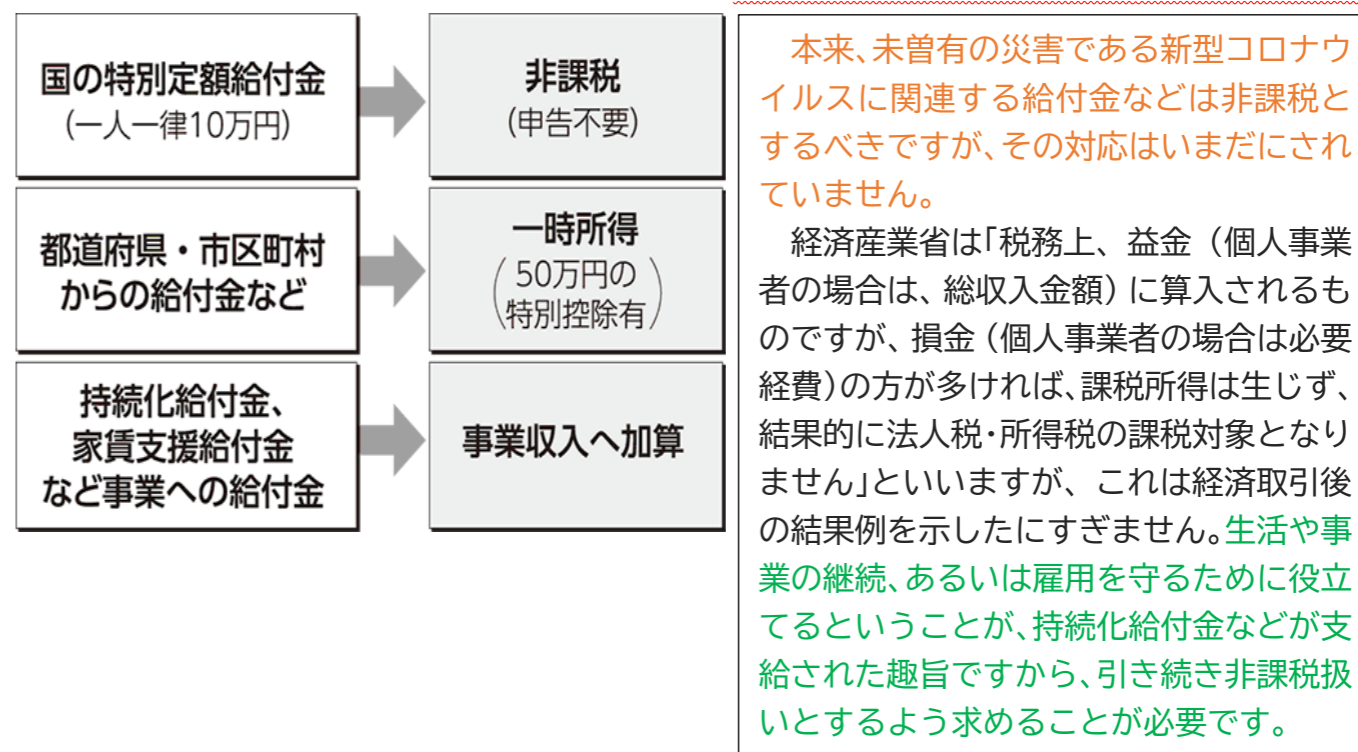
令和 2 年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額と基礎控除額が変更されます(平成30年税制改正)。それに伴って 65 万円の青色申告特別控除の適用要件が変わり、承認申請書の提出が必要になります。提出期限は 9 月 30 日でしたが、財務省は「柔軟に対応する」と回答しています。

青色申告特別控除額は現行の 65 万円から 55 万円に、基礎控除額は現行 38 万円から 48 万円に変更されます。引き続き 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、55 万円の青色特別控除の適用要件に加え、電子帳簿保存または e-Tax(電子申告)による申告が必要です(図)。

令和 2 年以降の所得税に適用されます。

改正前		改正後	
控除額	適用要件	控除額	適用要件
10万円	簡易な記帳	10万円	簡易な記帳
65万円	①正規の簿記原則で記帳(複式簿記)	55万円	従来の要件(①~③)
	②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付		
	③期限内申告		
		65万円	従来の要件(①~③) +①電子帳簿保存②e-Tax(電子申告)

さて、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上減少に対する、国や自治体から各種支援を受けられた方も多いと思います。しかし、給付金は所得税の課税対象となりますので 事業収入を計算する際には注意してください。 ただし、消費税の課税対象にはなりません。



今回の改正で一番厄介なのが、「所得金額調整控除」です。

まず、給与所得控除と公的年金に係る雑所得控除が縮小されたことにより、給与があって公的年金を受給している人が増税となってしまうために設けられたのが「所得金額調整控除」です。

つまり、基礎控除が10万円増えたにもかかわらず、給与所得控除と公的年金に係る雑所得控除が合わせて20万円減り、増税となる人が増えてしまうための調整です(表1)。

給与所得と公的年金に係る雑所得を合計した所得から最大10万円を給与所得から控除することになります。計算例は表2です。

確定申告書には「所得金額調整控除」を計算する欄はありませんのでご注意ください。

表1 改定前と改定後の控除額

		改定前	改定後
基礎控除		38万円	48万円
給与所得控除(最低額)	162万5千円未満	65万円	55万円
公的年金に係る雑所得	65歳未満	70万円	60万円
	60万円超130万円未満		
	65歳以上	120万円	110万円
	110万円超330万円未満		



表2 計算例

65歳未満			65歳以上		
	給与	年金		給与	年金
収入	140万円	80万円	収入	100万円	150万円
所得	140万円 - 55万円 = 85万円(A) + 80万円 - 60万円 = 20万円 = 105万円 > 10万円(B) (10万円以下はその額)		所得	100万円 - 55万円 = 45万円(A) + 150万円 - 110万円 = 40万円 = 85万円 > 10万円(B) (10万円以下はその額)	
給与所得	85万円(A) - 10万円(B) = 75万円 → 確定申告書Bは⑥欄、Aは①欄へ		給与所得	45万円(A) - 10万円(B) = 35万円 → 確定申告書Bは⑥欄、Aは①欄へ	

※ただし、給与所得からしか控除できません。

以上の点を注意しながら確定申告の準備をすすめていきましょう。

今年の「3・13 重税反対統一行動」の集会はコロナ感染拡大の状況を考慮し中止としましたが、**集団申告は、3月12日(金)11時～ 浜田税務署で例年通り行います。**

また、コロナ収束が見通せない状況下で、今後も国や自治体が支援策を講じる場合、事業の実態・継続性などの確認資料として、「確定申告書」等の提出を求めることが想定されます。

確定申告書(控)等に税務署の收受印を受けておくことをおすすめします。

■2/10 現在の「新型コロナウイルス感染症関連支援策」(一部抜粋)

【資金繰り】

【政府系融資/一般】

- 新型コロナウイルス特別貸付
- 新型コロナウイルス対策マル経融資
- セーフティネット貸付の要件緩和
- 商工中金による危機対応融資
- 特別利子補給制度(実質無利子)

【民間の信用保証付き融資】

- セーフティネット保証4号・5号
- 民間金融機関における 実質無利子・無担保融資
- 危機関連保証

【雇用関連】

- 雇用調整助成金の特例措置
- 新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金

【税の申告・納付】

- 納税猶予・納付期限の延長
- 納税猶予(国税・地方税)の特例
- 納付猶予制度(国税)
- 納付猶予制度(地方税)
- 税務申告・納付期限の延長

【社会保険】

- 厚生年金保険料等の猶予制度
- 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の減免申請
(令和2年2月～令和3年3月分までの保険料が対象 申請期限 令和3年3月31日)

【公共料金】

- 電気・ガス料金の支払猶予等について
- NHK 放送受信料の免除(持続化給付金の給付を受けられた方、申請期限 令和3年3月31日)

～江津市長と懇談～ コロナ禍 3回目の要望書を提出

感染者確認が他の都道府県より少ない島根県。そして未だゼロの大田市と江津市。それは、「感染者1号にはなりたくない」「うちの店から出たくない」という、市民ひとり一人の感染予防の意識の高さと、危機感の現われです。一方で菅総理の言う「自助・共助・公助」の「自助」はすでにみな限界値。疲弊するばかりです。そこで皆さんの声を届けるため、2月12日(金)に江津民商から「市民と中小業者の新型コロナ危機打開。経営と生活、安心安全を求める要望書」を提出しました。

『要望要旨 ～ 中略～』

市民一人ひとり、「感染しない、させない」と外出自粛など我慢を続け、飲食・サービス業をはじめ、あらゆる業者が感染対策を講じながら、地域の雇用と暮らしを守っています。

今こそ、「誰一人とり残さない」市民と業者に寄り添う血の通った支援を求めます。』



要望事項10項目、すべての回答を掲載することはできませんが「これで終わりではない」「一つ一つ段階を踏んで対応していく」と前向きな回答をいただきました。

また、今こそ「地域循環型経済」の構築に不可欠ともいえる、「活きた情報」の収集・伝達・発信の仕方について民商から提案しました。まずはコロナ危機打開に向け事業者支援策が、3月市議会に上程されます。

今後の議会にも注目してください。